

第2節 最終需要部門

列コード	行コード	部門名称
9110-00		家計外消費支出(列)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出である。

詳細は、粗付加価値部門の9110-010～030に説明されているので参照すること。

(注 意 点) 本部門には、行部門「9110-010 宿泊・日当」、「9110-020 交際費」及び「9110-030 福利厚生費」の支出に関する財・サービスの内容が示されている。

列コード	行コード	部門名称
9121-00		家計消費支出

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) ① 家計の財及びサービスに対する消費支出額から、同種の販売額（中古品と屑）を控除し、海外から受取った現物贈与の純増を加算し、さらに居住者の海外消費を加算したものである。ここでいう消費支出は、土地、建物・構築物以外のものに対する全ての支出をさし、使用せずに残ったものを含めた財の購入額のすべてを消費支出として計上する。

② 国民経済計算における家計消費支出には、「国内市場における居住者家計並びに非居住者家計の消費」（国内概念）と「国内市場及び海外における居住者家計の消費」（国民概念）という2つの概念がある。産業連関表においては、本部門を「国民概念」で表章した上で、居住者家計の海外市場における消費を列部門「9412-00（控除）輸入（直接購入）」として、非居住者家計の国内市場における消費を列部門「9212-00 輸出（直接購入）」としてそれぞれ別掲している。この表章形式により以下の利点がある。

- 1) 国民経済計算における両方の家計消費概念が利用できる。
- 2) 産業連関表全体としての「国内概念」への転換が可能となる。なお、「国内概

念」への転換については、「9412-00（控除）輸入（直接購入）」、「9212-00 輸出（直接購入）」を参照のこと。

③ 海外現物贈与（個人が外国から受ける贈与）と海外消費支出（居住者の外国における財及びサービスの消費）については、輸入欄にいったん計上し、その需要先である家計消費支出欄に計上する。

④ 中古品取引については、それが家計部門内相互間の取引である場合と、資本形成や政府サービス生産者などの他部門との間の取引である場合とに分けられる。前者の場合には中古品の販売額は相殺され、その取引に伴う商業マージンと運賃のみが計上されるが、後者の場合には、家計からの販売額はマイナスの家計消費支出となり、逆に家計が他部門から購入した中古品は、購入額が家計消費支出となり、販売した部門では、販売額をマイナスの支出として計上することとしている。

⑤ 医療及び介護については、家計の負担分のみ計上する。

⑥ 現物給付（通勤手当等）については、家計消費支出に含める。したがって、企業（企業負担部分、社員自己負担部分とも）、自衛隊における給食についても、直接家計消費されるものとする。なお、刑務所における給食は、飲食材料の政府消費とし、家計消費には含めない。

⑦ 飲食店、旅館、娯楽業、病院等で飲食物が提供される場合、このための飲食材料費は直接には家計消費せず、すべて産業の経費に計上し、産業の産出を通じた家計消費支出にするものとする。

⑧ 家計における住宅にかかる補修や維持費は、すべて住宅賃貸料を迂回して家計が購入するものとする。ただし、介護保険の適用を受けた住宅改修については、家計の負担分のみ計上する。

(注 意 点) 医療については、家計の負担分のみ計上し、他は、「9131-30 中央政府個別消費支出」に計上する。

また、教科用図書については、「9131-30 中央政府個別消費支出」に計上する。

列コード	行コード	部門名称
9122-00		対家計民間非営利団体消費支出

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 対家計民間非営利サービス団体が経済的に意味のない価格で提供する財、サービスに関する支出のうち、対家計民間非営利団体自身が負担した費用である。すなわち、供給されるサービスの生産額（生産活動に要するコストで評価）から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたものに等しい。従って、対家計民間非営利サービス生産者の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたものである。

- (注 意 点) ① 平成7年表において本部門に含まれていた「保健衛生（非営利）★」は、平成12年表で産業部門に統合したため、本部門には含まない。
- ② 平成12年度から実施されている介護保険事業は、平成12年表において新規に部門立てされた介護（居宅、施設）に含まれることとなった。このため、平成7年表では「社会福祉（非営利）★」等に含まれており12年度に介護保険事業に振り替わった事業分は、産業部門に含め本部門には含まない。

列コード	行コード	部門名称
9131-10		中央政府集会的消費支出

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 中央政府が経済的に意味のない価格で提供する集会的なサービス(外交・防衛など社会全体に対するサービス)に関する支出のうち、中央政府自身が負担した費用である。すなわち、中央政府に分類される政府サービス生産者により供給される集会的サービスの生産額(集会的サービスの生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたもの、つまり、中央政府の集会的サービスの自己消費額に等しい。

- (変 更 点) ① 平成7年表において本部門に計上されていた政府建物等に係る固定資本減耗分は、社会資本に係る固定資本減耗分とともに「9132-10 中央政府集会的消費支出(社会資本等減耗分)」に計上した。

- ② 平成12年表以降、資本形成扱いとした「ソフトウェア・プロダクツ」を平成7年表に合わせ、中間投入に計上した。

列コード	行コード	部門名称
9131-20		地方政府集会的消費支出

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 地方政府が経済的に意味のない価格で提供する集会的なサービス(議会・警察などの社会全体に対するサービス)に関する支出のうち、地方政府自身が負担した費用である。すなわち、地方政府に分類される政府サービス生産者により供給される集会的サービスの生産額(集会的サービスの生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたもの、つまり地方政府の集会的サービスの自己消費額に等しい。

- (変 更 点) ① 平成7年表において本部門に計上されていた政府建物等に係る固定資本減耗分は、社会資本に係る固定資本減耗分とともに「9132-20 地方政府集会的消費支出(社会資本等減耗分)」に計上した。
- ② 平成12年表以降、資本形成扱いとした「ソフトウェア・プロダクツ」を平成7年表に合わせ、中間投入に計上した。

列コード	行コード	部門名称
9131-30		中央政府個別的消費支出

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 中央政府が経済的に意味のない価格で提供する個別的な財・サービス(教育・保健衛生などの個人に対する財・サービス)に関する支出のうち、中央政府自身が負担した費用である。すなわち、中央政府に分類される政府サービス生産者により供給される個別的サービスの生産額(個別的サービスの生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたもの(中央政府の個別的サービスの自己消費額)に家計への教科書用図書の現物給付、医療の保険給付等を加えたものに等しい。

- (変 更 点) ① 介護保険給付費は、本部門に計上する。
- ② 平成7年表において本部門に計上され

ていた政府建物等に係る固定資本減耗分は、「9132-30 中央政府個別的消費支出(社会資本等減耗分)」に計上した。

- ③ 平成 12 年表以降、資本形成扱いとした「ソフトウェア・プロダクツ」を平成 7 年表に合わせ、中間投入に計上した。

列コード	行コード	部門名称
9131-40		地方政府個別的消費支出

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 地方政府が経済的に意味のない価格で提供する個別的な財・サービス(教育、保健衛生などの個人に対する財・サービス)に関する支出のうち、地方政府自身が負担した費用である。すなわち、地方政府に分類される政府サービス生産者により供給される個別的サービスの生産額(個別的サービスの生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたもの、つまり地方政府の個別的サービスの自己消費額に等しい。

- (変更点) ① 介護保険給付費のうち市町村特別給付分は、本部門に計上する。
 ② 平成 7 年表において本部門に計上されていた政府建物等に係る固定資本減耗分は、「9132-40 地方政府個別的消費支出(社会資本等減耗分)」に計上した。
 ③ 平成 12 年表以降、資本形成扱いとした「ソフトウェア・プロダクツ」を平成 7 年表に合わせ、中間投入に計上した。

列コード	行コード	部門名称
9132-10		中央政府集总的消費支出 (社会資本等減耗分)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 中央政府が経済的に意味のない価格で提供する集总的なサービス(「9131-10 中央政府集总的消費支出」の範囲)に係る固定資本減耗分を範囲とする。「中央政府集总的消費支出(社会資本等減耗分)」の対象となる社会資本の範囲は、「道路、港湾、空港、下水道、廃棄物処理、都市公園、自然公園、治水、農業(灌漑施設)、林業(林道)、漁業」である。

- (変更点) ① 平成 7 年表において「9130-10 中央政

府集总的消費支出」に計上されていた政府建物等に係る固定資本減耗分及び社会資本に係る固定資本減耗分を本部門に含める。

- ② 平成 12 年表以降、資本形成扱いとした「ソフトウェア・プロダクツ」を平成 7 年表に合わせ、中間投入に計上したことに伴い、本接続表では該当する減耗分について減額計上した。

列コード	行コード	部門名称
9132-20		地方政府集总的消費支出 (社会資本等減耗分)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 地方政府が経済的に意味のない価格で提供する集总的なサービス(「9131-20 地方政府集总的消費支出」の範囲)に係る固定資本減耗分を範囲とする。「地方政府集总的消費支出(社会資本等減耗分)」の対象となる社会資本の範囲は、「道路、港湾、航空、下水道、廃棄物処理、都市公園、自然公園、治水、農業(灌漑施設)、林業(林道)、漁業」である。

- (変更点) ① 平成 7 年表において「9130-30 地方政府集总的消費支出」に計上されていた政府建物等に係る固定資本減耗分及び社会資本に係る固定資本減耗分を本部門に含める。
 ② 平成 12 年表以降、資本形成扱いとした「ソフトウェア・プロダクツ」を平成 7 年表に合わせ、中間投入に計上したことに伴い、本接続表では該当する減耗分について減額計上した。

列コード	行コード	部門名称
9132-30		中央政府個別的消費支出 (社会資本等減耗分)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 中央政府が経済的に意味のない価格で提供する個別的な財・サービス(「9131-30 中央政府個別的消費支出」の範囲)に係る固定資産減耗分を範囲とする。「中央政府個別的消費支出(社会資本等減耗分)」の対象となる固定資本の範囲は、「学校施設、社会教育施設等」である。

(変更点) ① 平成7年表において「9130-20 中央政府個別的消費支出」に計上されていた政府建物等に係る固定資本減耗分及び社会資本に係る固定資本減耗分を本部門に含める。

② 平成12年表以降、資本形成扱いとした「ソフトウェア・プロダクツ」を平成7年表に合わせ、中間投入に計上したことに伴い、本接続表では該当する減耗分について減額計上した。

列コード	行コード	部門名称
9132-40		地方政府個別的消費支出 (社会資本等減耗分)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 地方政府が経済的に意味のない価格で提供する個別的な財・サービス(「9131-40 地方政府個別的消費支出」の範囲)に係る固定資本減耗分を範囲とする。「地方政府個別的消費支出(社会資本等減耗分)」の対象となる社会資本の範囲は、「学校施設、社会教育施設等」である。

(変更点) ① 平成7年表において「9130-40 地方政府個別的消費支出」に計上されていた政府建物等に係る固定資本減耗分及び社会資本に係る固定資本減耗分を本部門に含める。

② 成12年表以降、資本形成扱いとした「ソフトウェア・プロダクツ」を平成7年表に合わせ、中間投入に計上したことに伴い、本接続表では該当する減耗分について減額計上した。

列コード	行コード	部門名称
9141-00		国内総固定資本形成(公的)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) ① 政府サービス生産者及び公的企業による国内における建設物、機械、装置など固定資産の取得(購入、固定資産の振替)からなり、資産の取得に要した資本の本体費用、据付工事費、運賃マージン、中古資産の取引マージン等直接費用が含まれる。生産過程から産出された資産に限定されるため、特許権、のれん代などの非生産資産は含まない。土地は、非生産

資産であるため、固定資本形成には含まれないが、土地の購入価格を除いた造成・改良費は計上される。

② 固定資産として規定する資本財の範囲は、耐用年数が1年以上で購入者価格の単価が10万円以上のものとする。ただし、1品目では10万円に達しない場合でも、開業当初や業務拡張のために資産として一括購入した場合は、固定資本形成として計上し、その後補充的に購入した場合は経常取引とし、固定資本形成とはしない。

③ 通常の資産の維持・修理等は資本形成とはしない。しかし、資産の耐用年数を延長する場合、偶発的に対応する大補修、大改造は原則として資本形成に計上する。また、鉄道・軌道業の線路、送配電設備、信号設備や通信業のケーブル設備及び電力業の送配電設備等の取替工事は資本形成として計上する。

④ 生産が長期にわたる資産(長期生産物)は、使用者が所有権を得たとみなされる時点まで在庫に計上される。自己勘定(自家用に用いる資本の生産)については、使用者が所有権を得ているため、仕掛品であっても進捗量を資本形成として計上する。ただし、建設の仕掛品の場合は、所有権の移転がなくても工事進捗量を資本形成に計上する。家畜のうち役畜用、種付用、乳用、競走用、羊毛用その他資本用役を提供するものについては、成畜でなくとも成長増加分を資本形成に計上する。ただし、育成を専門に行っている生産者が所有する販売前の家畜の成長増加分は在庫に計上する。果樹、桑、茶木等資本用役を提供する植物は自己勘定は成長増加分を資本形成に計上する。

⑤ 建設、船舶の建造(以下「建設等」という。)に付帯して設備される財を直接に資本形成とするか、建設等を迂回して資本形成とするかについては、その財に対する支払を建設等の業者が行い、その生産額にコストとして含まれているものは建設等を迂回した資本形成とする。支払形態が明らかでない場合は、単独でもその機能を発揮できる財は直接資本形成と

し、その財が建設等と結合しない限り機能を発揮できないものは建設等迂回の資本形成とする。

- ⑥ 主として軍事目的のために使用される固定資産の取得に要する支出は総固定資本形成に含めず、中間消費として列部門「8111-01 公務（中央）★★」に計上する。しかし、民間の使用者でも生産目的の取得が可能で、軍の使用形態が民間と同様である固定資産（空港、ドック、道路、病院等の構築物や事務機械等）であって、軍事目的のものと区別できるものは、総固定資本形成として計上する。

（変更点） 平成12年表以降資本形成扱いとした「ソフトウェア・プロダクツ」を平成7年表に合わせ、中間投入に計上した。

列コード	行コード	部門名称
9142-00		国内総固定資本形成（民間）

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） 国内における建設物、機械、装置などの固定資産の取得（購入、固定資産の振替）であり、「国内総固定資本形成（民間）」の範囲は、列部門「9141-00 国内総固定資本形成（公的）」と同じである。資本形成を行う主体は、産業（公的企業を除く）及び対家計民間非営利サービス生産者並びに家計である。なお、家計が行う資本形成は、建物、構築物の取得及び土地の造成・改良費のみである。

（変更点） 平成12年表以降資本形成扱いとした「ソフトウェア・プロダクツ」を平成7年表に合わせ、中間投入に計上した。

列コード	行コード	部門名称
9150-10		生産者製品在庫純増

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） 財を生産する産業における販売又は出荷待ちの商品（建設物は除外する。）と定義される生産者製品在庫の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

（注意点） と畜用の家畜や材木用の育林など、生産期間が1年を超えるもので1回だけ産出物を生産する動植物の育成期間中の成長増加分は、「9150-20 半製品・仕掛品在庫純増」

に含める。

列コード	行コード	部門名称
9150-20		半製品・仕掛品在庫純増

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） 財を産出する産業が一部加工、組み立て、育成途中のもので、通常さらに手を加えることなしには、他の事業所に対して販売、出荷、引き渡しされないもの（但し、自己勘定によるものと建設仕掛工事は除外する。）と定義される仕掛品の物量的増減を年間平均の想定市中価格で評価したもの。

（注意点） と畜用の家畜や材木用の育林など、生産期間が1年を超えるもので1回だけ産出物を生産する動植物の成長増加分、及び専門的生産者（育成を業として行い、育成された財を自己使用せずに出荷する生産者）が所有する財の成長増加分は、本部門に含まれる。

列コード	行コード	部門名称
9150-30		流通在庫純増

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） 卸・小売業に分類される生産者によって取得された財であって、販売のためのものの物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

（注意点） 本部門は、卸・小売に分類される事業所以外からは産出されないが、原油の国家備蓄（石油天然ガス・金属鉱物資源機構が行う備蓄）については、例外的に流通在庫純増として扱う。

列コード	行コード	部門名称
9150-40		原材料在庫純増

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） 原材料等の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。原材料等とは以下のいずれかのものとする。

- ① 商品を採用し、加工し、製造し、組み立て、修理する等のため、又は建設工事のために取得するすべての原材料、物資、部品及び貯蔵品
- ② 消費するために購入した石炭、石油そ

の他の燃料

- ③ 農業生産者の肥料、農薬、種子、飼料及びこれらに類する財
- ④ 購入した非耐久性コンテナ、こん包工場での包装物、事務用品及びその他の貯蔵品
- ⑤ その他

- (注 意 点) ① 政府サービス生産者の生産額は、その活動に要した経費の積み上げによることとしているが、中間投入費用については、経常勘定における新たな財・サービスの購入から同種の中古財及び屑の純販売を引いたものを全て中間消費として計上し、生産額を推計している。その産出先は、他の部門に対する販売額（例えば国立学校の授業料等）を差し引いた金額を、中央または地方の政府消費支出に産出している。したがって、産業との対比で政府サービス生産者の原材料在庫にあたりと見られる計数は、実際には中央政府消費支出及び地方政府消費支出に計上されており、原材料在庫純増には含まれていない。
- ② 対家計民間非営利サービス生産者についても、政府サービス生産者と同様の扱いをしている。

列コード	行コード	部門名称
9211-10		輸出(普通貿易)

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 「居住者と非居住者間における財の取引」と規定し、財務省が作成する貿易統計に計上される財の範囲とする。

ただし、純輸出額を計上するという観点から、再輸出入品を控除するとともに、書画（肉筆のもの）、こつとう（制作後100年を越えたもの）、中古の船舶等については、国内品と同様、マージン相当額のみを計上する。

なお、①小額貨物（1件当たり20万円以下）、②見本品及び寄贈品、③駐留軍及び国連軍関係貨物、④博覧会、見本市等への出品貨物、⑤特殊統計計上貨物等は普通貿易統計の統計外貨物であり、資料上把握できないため、範囲に含まれない。

「輸出(普通貿易)」の価格評価は、F O

B 価格（船積価格）で評価する。

(品目例示) 貿易統計で扱われる品目（一部を除く。）

(注 意 点) 列部門「9211-10 輸出(普通貿易)」はF O B 価格で評価されるため、生産者価格評価表で輸出品を記録する場合には、F O B 価格から、別途工場から本船までの間にかかった商業マージン及び国内貨物運賃を差し引いた価格を計上することになる。

列コード	行コード	部門名称
9211-20		輸出(特殊貿易)

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 「居住者と非居住者間におけるサービス及び普通貿易に計上されない財の取引」を範囲とし、日本銀行が作成する国際収支表のうち、居住者と非居住者の間で提供し合うサービスの対価の受取・支払を記録するサービス収支から以下の①、②を控除したものにほぼ一致する。

① 「輸出(直接購入)」の推計範囲（観光旅行、外交団団員等の個人消費、在日外国駐留軍の隊員等の個人消費等）

② 建設サービス等

貨物運賃及び貨物保険については、本邦運輸（保険）業者の活動（すなわち、その受け取った貨物運賃（ネット保険料）収入）を、対象となる貨物が輸出品、輸入品であるかの別及び支払者が居住者、非居住者であるかの如何を問わず、すべて貨物運賃、貨物保険の輸出として、列部門「9211-20 輸出(特殊貿易)」に計上する。なお、国際収支表と産業連関表の対応については「9411-20(控除)輸入(特殊貿易)」部門に記載の表のとおり。

(品目例示) 貨物運賃、旅客運賃、港湾経費、業務旅行による財・サービスの消費、国際電信電話等料金、貨物保険、代理店手数料、証券取引手数料、広告宣伝費、フィルム・テープ賃貸借料、その他の民間部門のサービス関係取引

(注 意 点) 観光旅行による財・サービスの消費は、「輸出(直接購入)」に含める。

列コード	行コード	部門名称
9212-00		輸出(直接購入)

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 「非居住者家計による国内市場の財とサービスの直接取引」を範囲とする。列部門「9121-00 家計消費支出」以外の最終需要部門は、国内概念によって記述されているが、家計消費支出は、国民概念に基づき定義されているため、これを産業連関表の作成概念である国内概念に転換できる概念調整のための部門が必要となる。そこで、国民家計消費支出から、国内家計消費支出に転換できる部門を設定しておけば、最終需要計は、国内総支出と等しくなり、産業連関表全体の国内概念の原則が保持できる。「輸出(直接購入)」は、この役割を果たす重要な部門である。

(品目例示) 観光旅行者の消費、親戚・知人訪問等旅行者の消費、外交団団員等の個人消費、在日外国駐留軍の隊員等の個人消費

(注 意 点) 列部門「9121-00 家計消費支出」を国内概念に転換する式

$$\text{家計消費支出 (国内概念)} = \text{家計消費支出 (国民概念)} + \text{輸出 (直接購入)} - \text{輸入 (直接購入)}$$

列コード	行コード	部門名称
9213-00		調整項

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 輸出業者を経由する輸出品の国内取引に係る消費税を計上する。輸出品については消費税は免税であるが、輸出品の国内における取引過程で消費税は課されているため、輸出業者は輸出品の国内における取引過程で課された消費税の還付を受ける仕組みとなっている。当該商品の国内生産額では、このような還付分を含んで計上しているが、輸出額は還付分を控除した形で計上されており、本部門で還付分を計上する。

列コード	行コード	部門名称
9411-10		(控除)輸入(普通貿易)

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 「居住者と非居住者間における財の取引」と規定し、財務省が作成する貿易統計に計上される財の範囲とする。ただし、純輸入額を計上するという観点から、再輸出入品

を控除し、また、書画(肉筆のもの)、こつとう(制作後100年を超えたもの)等についても控除するとともに、その国内取引に係るマージンをコスト商業に計上する。なお、①小額貨物(1件当たり20万円以下)、②見本品及び寄贈品、③駐留軍及び国連軍関係貨物、④博覧会、見本市等への出品貨物、⑤特殊統計計上貨物等は普通貿易統計の統計外貨物であり、資料上把握できないため、範囲に含まれない。

「(控除)輸入(普通貿易)」の価格評価は、CIF価格で評価する。

(品目例示) 貿易統計で扱われる品目(一部を除く。)

列コード	行コード	部門名称
9411-20		(控除)輸入(特殊貿易)

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 「居住者と非居住者間におけるサービス及び普通貿易に計上されない財の取引」を範囲とし、日本銀行が作成する国際収支表のうち、居住者と非居住者の間で提供し合うサービスの対価の受取・支払を記録するサービス収支から以下の①、②を控除したものにほぼ一致する。

- ① 「輸入(直接購入)」の推計範囲(観光旅行、外交団団員等の個人消費等、防衛庁関係の隊員等の個人消費等)
- ② 建設サービス等

貨物運賃及び貨物保険については、本邦運輸(保険)業者の活動(すなわち、その受け取った貨物運賃(ネット保険料)収入)を、対象となる貨物が輸出品、輸入品であるかの別及び支払者が居住者、非居住者であるかの如何を問わず、すべて貨物運賃、貨物保険の輸出として、列部門「9211-20 輸出(特殊貿易)」に計上する。なお、国際収支表と産業連関表の対応については次表のとおり。

	国際収支表				産業連関表	
	貨物運賃		貨物保険		運賃・保険	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
本邦運輸(保険)業者の活動						
輸出に係るもの						
輸出者(居住者)の支払い	○					○
輸入者(非居住者)の支払い		○				○
輸入に係るもの						
輸出者(非居住者)の支払い						○
輸入者(居住者)の支払い						○
三国際間輸送		○		○		○
外国運輸(保険)業者の活動						
輸出に係るもの						
輸出者(居住者)の支払い						
輸入者(非居住者)の支払い						
輸入に係るもの						
輸出者(非居住者)の支払い			○		○	
輸入者(居住者)の支払い			○		○	

(品目例示) 貨物運賃、旅客運賃、港湾経費、業務旅行による財・サービスの消費、国際電信電話等料金、貨物保険、代理店手数料、証券取引手数料、広告宣伝費、フィルム・テープ賃貸借料、その他の民間部門のサービス関係取引

- (注 意 点) ① 産業連関表における普通貿易の輸入品はC I F 価格で評価するため、特殊貿易において貨物運賃、保険の輸入を計上するとその分が重複することとなる。このため、上記の表において、産業連関表の運賃・保険の「輸入(特殊貿易)」はありえない。
- ② 観光旅行による財・サービスの消費は、「(控除) 輸入(直接購入)」に含める。

列コード	行コード	部門名称
9412-00		(控除)輸入(直接購入)

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 「居住者家計による海外市場の財とサービスの直接取引」を範囲とする。列部門「9121-00 家計消費支出」以外の最終需要部門は、国内概念によって記述されているが、家計消費支出は、国民概念に基づき定義されているため、これを産業連関表の作成概念である国内概念に転換できる概念調整のための部門が必要となる。そこで、国民家計消費支出から、国内家計消費支出に転換できる部門を設定しておけば、最終需要計は、国内総支出と等しくなり、産業「輸入(直接購入)」は、この役割を果たす重要な部門である。

(品目例示) 観光旅行者の消費、親戚・知人訪問等旅行者の消費、外交団団員等の個人消費

(注 意 点) 列部門「9121-00 家計消費支出」を国内概念に転換する式家計消費支出(国内概念) = 家計消費支出(国民概念) + 輸出(直接購入) - 輸入(直接購入)

列コード	行コード	部門名称
9413-00		(控除)関税

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 輸入品は、貿易政策上の配慮によって関

税定率表に基づいて関税がかけられる。これは、輸入品を国産品の価格と同一水準で評価することにより、安い輸入品と高い国産品の価格の差を縮小させる働きをもっている。また、「輸入」欄と並列して「関税」欄を設けて記録することにより、各需要部門における取引価格が明らかにされている。なお、関税還付金は関税総額に計上し、還付を受けた部門の経常補助金として扱っている。再輸入の船舶については、普通貿易で輸入の取り消しとして扱われているため、関税についても関税がかからなかったものとして扱っている。映画フィルムについても、フィルム・テープ賃貸借料はサービスとして特殊貿易に計上されているので、普通貿易からは控除することになり、関税がかからなかったものとして扱う。

(注 意 点) 産業連関表における輸入品の各部門における取引価格は、当該商品の(普通貿易+関税+輸入品商品税)の額が計上される。

列コード	行コード	部門名称
9414-00		(控除)輸入品商品税

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 輸入品には、税関通過の際に、関税のほか、国産品の場合と同様に内国消費税として消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税及び石油石炭税(以下、単に「輸入品商品税」と呼ぶ)が課税される。輸入品商品税については、輸入品を国産品の価格と同一水準で評価するとともに、各需要部門における取引価格を明らかにするために、列部門「9413-00(控除)関税」と同様、列部門として本部門を設けた。

(注 意 点) 酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税、石油石炭税及び輸入品に係る消費税